

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	設置許可との整合性
第1章 総則			
第1条 目的	-	○※	※番号の繰り上げ，用語の置き換え等のみの変更（以下，保安規定変更有無の※にて同様） 設置許可に記載はなく，設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第2条 基本方針	- (本文十一号)	-	保安規定に係る基本方針であり設置許可は対象外であるが，基本方針の内容である「保安活動は適切な品質保証活動に基づく旨」は，本文十一号であり，保安規定記載はこれらに整合している。
第2条の2 関係法令及び保安規定の遵守	○ (本文十一号)	○※	社長が法令等を確実に遵守するための取り組みについて，本文十一号（5.1 経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ（6））において規定しており，保安規定記載はこれに整合している。
第2章 品質保証			
第3条 品質マネジメントシステム計画	○ (本文十一号)	○	本文十一号との比較により，保安規定記載の設置許可との整合性を整理している。
第3章 体制及び評価			
第1節 保安管理体制			
第4条 保安に関する組織	○ (添付書類五，八) (本文十一号)	○	添付書類五，添付書類八（13.2 保安管理体制）に記載があるが，保安規定記載は現組織に合わせて変更されている。 また，本文十一号（5.5 責任，権限及びコミュニケーション）において，組織の責任と権限を明確化する旨記載されており，保安規定記載はこれに整合している。
第5条 保安に関する職務	○ (添付書類五，八) (本文十一号)	○	添付書類五，添付書類八（13.2 保安管理体制）に記載があるが，保安規定記載は現組織に合わせて変更されている。 また，本文十一号（5.5 責任，権限及びコミュニケーション，8.2.4 機器等の検査等（5））において，組織の責任と権限を明確化する旨記載，使用前事業者検査等の独立性について記載されており，保安規定記載はこれに整合している。
第6条 原子力発電保安委員会	○ (添付書類八)	○※	添付書類八（13.2 保安管理体制）に委員会を設置する旨の記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第7条 原子力発電保安運営委員会	○ (添付書類八)	○	添付書類八（13.2 保安管理体制）に委員会を設置する旨の記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第8条 原子炉主任技術者の選任	○ (添付書類五，八)	○	添付書類五，添付書類八（13.2 保安管理体制）に記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第8条の2 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任	-	○	設置許可に記載はなく，設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第9条 原子炉主任技術者の職務等	○ (添付書類五)	○※	添付書類五に，発電用原子炉主任技術者は，発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実にを行う旨の記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第9条の2 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等	-	○	設置許可に記載はなく，設置許可と保安規定記載に齟齬はない。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	設置許可との整合性
第 9 条の 3 主任技術者の情報交換	-	○	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 2 節 原子炉施設の定期的な評価			
第 10 条 原子炉施設の定期的な評価	○ (本文十一号)	-	本文十一号(8.2.3 プロセスの監視測定)において、「原子炉施設の定期的な評価」も含めて記載しており、保安規定記載はこれに整合している。
第 4 章 運転管理			
第 1 節 通 則			
第 11 条 構成及び定義	-	○※	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 (保安規定 4 章内の構成と定義を記載しているのみ。)
第 11 条の 2 原子炉の運転期間	-	○※	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 12 条 原子炉の運転員の確保	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.3 運転管理)に運転管理について運転に習熟した者の確保について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。 なお、運転員の人数等については、設置許可に具体的な記載はない。
第 12 条の 2 運転管理業務	○ (添付書類八)	○	添付書類八(13.3 運転管理)に運転管理業務について記載されている。保安規定の遵守及び運転手順書の整備、運転員の力量確保等記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。
第 13 条 巡視点検	○ (添付書類八)	○	添付書類八(13.3 運転管理)に運転管理業務について記載されている。保安規定の遵守及び運転手順書の整備、運転員の力量確保等記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。
第 14 条 マニュアルの作成	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.3 運転管理)に運転管理業務について記載されている。保安規定の遵守及び運転手順書の整備、運転員の力量確保等記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。
第 15 条 引 継	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 16 条 原子炉起動前の確認事項	-	○※	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 17 条 地震・火災等発生時の対応	○ (添付書類八)	○※	添付書類八(13.8 緊急時の措置)に緊急時の措置として、地震・火災・その他原因による相当な規模の災害に対する対応が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第 17 条の 2 電源機能等喪失時の体制の整備	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.8 緊急時の措置)に緊急時の措置として、地震・火災・その他原因による相当な規模の災害に対する対応が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第 2 節 運転上の留意事項			
第 18 条 水質管理	○ (添付書類八)	-	添付書類八(6.2 原子炉冷却材浄化系)に水質管理に係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第 3 節 運転上の制限			
第 19 条 停止余裕	○ (本文, 添付書類八)	○※	本文, 添付書類八(3.3 核設計)他に最大反応度値を有する制御棒が一本未挿入状態であっても、常に炉心を臨界未満にすることが出来ることの記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	設置許可との整合性
第 20 条 反応度監視	-	-	設置許可に直接の記載はないが、添付書類八の炉心特性に関連して、取替炉心の安全性の確認に用いた核設計手法の妥当性を判断する目的で、運転時の監視値が計算コードの予測範囲内であることを確認するものであり、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 21 条 制御棒の動作確認	○ (添付書類八)	-	添付書類八(3.2.3 原子炉停止系)他に制御棒駆動機構に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 22 条 制御棒のスクラム機能	○ (本文, 添付書類八)	○※	本文, 添付書類八(3.2.3 原子炉停止系)他に制御棒のスクラム時間に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 23 条 制御棒の操作	○ (添付書類八)	○※	添付書類八(3.3.4 炉心特性)他に原子炉から制御棒を引き抜くときは制御棒価値等を満足する引抜き手順を定めることに加えて、制御棒価値ミニマイザにより引き抜き手順を監視する旨記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。
第 24 条 ほう酸水注入系	○ (本文, 添付書類八)	○	本文, 添付書類八(3.2.3 原子炉停止系)他にほう酸水注入系に係る記載があり、サーベイランスの実施方法については、実条件性能確認の観点から追加し、保安規定記載はこれらに整合している。
第 25 条 原子炉熱的制限値	○ (本文, 添付書類八)	-	本文, 添付書類八(3.4 熱水力設計)他に最小限界出力比及び燃料棒最大線出力密度の熱的制限値に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 26 条 原子炉熱出力及び炉心流量	○ (添付書類八)	-	添付書類八(3.4 熱水力設計)他に炉心流量—原子炉出力特性曲線の範囲内で運転を行う旨の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 27 条 計装及び制御装置	○ (本文, 添付書類八)	○※	本文, 添付書類八(8.計測及び制御設備)他に計測制御系に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 28 条 原子炉再循環ポンプ	○ (本文, 添付書類八)	-	本文, 添付書類八(4.4.2 冷却材再循環系)他に再循環ポンプに係る運転制御の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 29 条 ジェットポンプ	○ (本文, 添付書類八)	-	本文, 添付書類八(4.4.2 冷却材再循環系)他にジェットポンプに係る運転制御の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 30 条 主蒸気逃がし安全弁	○ (本文, 添付書類八)	○※	本文, 添付書類八(4.4.3 主蒸気系)他に主蒸気逃がし安全弁に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 31 条 格納容器内の原子炉冷却材漏えい率	○ (添付書類八)	-	添付書類八(8.6 原子炉プラント・プロセス計装)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 32 条 非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力監視	-	○※	原子炉冷却材圧力バウンダリ弁が漏えいし、低圧部の破損に至ることのないよう監視する行為を保安規定で定めており、設置許可には記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 33 条 原子炉冷却材中のよう素 131 濃度	○ (添付書類十)	-	添付書類十(3.4 環境への放射性物質の異常な放出)の解析条件として記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 34 条 原子炉停止時冷却系その 1	○ (本文, 添付書類八)	-	本文, 添付書類八(6.3 残留熱除去系)他に残留熱除去系に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 35 条 原子炉停止時冷却系その 2	○ (添付書類八)	○※	同上(ただし、冷温停止時に係る要求であり、設置許可に記載はない)

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	設置許可との整合性
第 36 条 原子炉停止時冷却系その 3	○ (添付書類八)	-	同上（ただし、燃料交換時に係る要求であり、設置許可に記載はない）
第 37 条 原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率	○ (添付書類八)	○※	添付書類八（4.3 主要設備の仕様）の加熱・冷却率に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 38 条 原子炉圧力	○ (添付書類十)	-	添付書類十の過渡解析及び事故解析の初期条件として記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 39 条 非常用炉心冷却系その 1	○ (本文, 添付書類八)	○	本文, 添付書類八（5.1 原子炉格納施設, 5.2 非常用炉心冷却系）他に非常用炉心冷却系及び格納容器スプレイ冷却系に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 40 条 非常用炉心冷却系その 2	○ (本文, 添付書類八)	-	同上（ただし、停止時の要求は設置許可に記載はない。）
第 41 条 原子炉隔離時冷却系	○ (本文, 添付書類八)	○	本文, 添付書類八（6.4 原子炉隔離時冷却系）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。（ABWR はなし。）
第 42 条 主蒸気隔離弁	○ (本文, 添付書類八)	○※	本文, 添付書類八（4.4.3 主蒸気系）他に主蒸気隔離弁に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 43 条 格納容器及び格納容器隔離弁	○ (本文, 添付書類八)	○※	本文, 添付書類八（5.1 原子炉格納施設）他に格納容器及び隔離弁に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 44 条 サプレッション・チェンバからドライウェルへの真空破壊弁	○ (添付書類八)	○※	添付書類八（5.1 原子炉格納施設）他に真空破壊弁に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 45 条 サプレッションプールの平均水温	○ (添付書類十)	-	添付書類十の安全解析条件としてサプレッションプール水温の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 46 条 サプレッションプールの水位	○ (添付書類八)	-	添付書類八（5.1 原子炉格納施設）他にサプレッションプールの空間容積に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 47 条 可燃性ガス濃度制御系	○ (本文, 添付書類八)	○※	本文, 添付書類八（5.1 原子炉格納施設）他に可燃性ガス濃度制御系に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 48 条 格納容器内の酸素濃度	○ (本文, 添付書類八)	-	本文, 添付書類八（5.1 原子炉格納施設）他に不活性ガス系に係る記載があり、保安規定はこれらに整合している。
第 49 条 原子炉建屋	○ (本文, 添付書類八)	○※	本文, 添付書類八（5.1 原子炉格納施設）他に原子炉区域に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 50 条 原子炉建屋給排気隔離弁	○ (添付書類八)	○※	添付書類八（12.4 換気空調系）他に原子炉・タービン区域換気空調系（隔離弁）に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 51 条 非常用ガス処理系	○ (本文, 添付書類八)	○※	本文, 添付書類八（5.1 原子炉格納施設）他に非常用ガス処理系に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 52 条 残留熱除去冷却水系及び残留熱除去冷却海水系	○ (本文, 添付書類八)	○※	本文, 添付書類八（12.3 原子炉補機冷却系）他に残留熱除去冷却水系及び残留熱除去冷却海水系に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 53 条 非常用ディーゼル発電設備冷却系	○ (添付書類八)	○※	添付書類八（12.3 原子炉補機冷却系）他に非常用ディーゼル発電設備冷却系に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	設置許可との整合性
第 54 条 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却系及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系	○ (添付書類八)	○※	添付書類八(12.3 原子炉補機冷却系)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。(ABWR はなし)
第 55 条 使用済燃料プールの水位及び水温	○ (添付書類八)	-	添付書類八(6.1 燃料取扱及び貯蔵設備系)他に燃料プール冷却浄化系に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 56 条 燃料又は制御棒を移動する時の原子炉水位	○ (添付書類十)	-	添付書類十の燃料集合体落下時における水中へ放出された放射性無機よう素の水中での除染係数を確保できる条件として原子炉水位があり、保安規定記載はこれに整合している。
第 57 条 中央制御室非常用換気空調系	○ (添付書類八)	○	添付書類八(12.4 換気空調系)他に中央制御室非常用換気空調系に係る記載があり、サーベイランスの実施方法については、実条件性能確認の観点から追加し、保安規定記載はこれらに整合している。
第 58 条 外部電源その 1	○ (本文, 添付書類八)	-	本文, 添付書類八(9. 電気施設)に外部電源に係る記載があるが、設置許可上、外部電源に期待しておらず、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 59 条 外部電源その 2	○ (添付書類八)	-	添付書類八(9. 電気施設)に外部電源に係る記載があるが、設置許可上、外部電源に期待しておらず、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 60 条 非常用ディーゼル発電機その 1	○ (本文, 添付書類八)	○※	本文, 添付書類八(9. 電気施設)に非常用ディーゼル発電機に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 61 条 非常用ディーゼル発電機その 2	○ (本文, 添付書類八)	-	本文, 添付書類八(9. 電気施設)に非常用ディーゼル発電機に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 62 条 非常用ディーゼル発電機燃料油等	○ (添付書類八)	-	添付書類八(9. 電気施設)に非常用ディーゼル発電機の燃料貯蔵に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 63 条 直流電源その 1	○ (本文, 添付書類八)	○※	本文, 添付書類八(9. 電気施設)に直流電源設備に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 64 条 直流電源その 2	○ (本文, 添付書類八)	-	本文, 添付書類八(9. 電気施設)に直流電源設備に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 65 条 所内電源系統その 1	○ (本文, 添付書類八)	-	本文, 添付書類八(9. 電気施設)に所内電源系統に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 66 条 所内電源系統その 2	○ (本文, 添付書類八)	-	本文, 添付書類八(9. 電気施設)に所内電源系統に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 67 条 原子炉停止中の制御棒 1 本の引き抜き	-	-	保安のための手順等に係る内容であり設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 68 条 単一制御棒駆動機構の取り外し	-	-	保安のための手順等に係る内容であり設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 69 条 複数の制御棒引き抜きを伴う検査	-	○※	保安のための手順等に係る内容であり設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 70 条 原子炉の昇温を伴う検査	-	-	保安のための手順等に係る内容であり設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 71 条 原子炉モードスイッチの切替を伴う検査	-	-	保安のための手順等に係る内容であり設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	設置許可との整合性
第 72 条 運転上の制限の確認	-	○	設置許可に記載はないが、サーベイランスについては、実条件性能確認の観点で実施することを追加し、保安規定審査基準改正を反映したものであり、実施方法について、設置許可記載との整合性の観点で記載を追加している。
第 73 条 運転上の制限を満足しない場合	-	○※	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 74 条 予防保全を目的とした保全作業を実施する場合	-	○	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 75 条 運転上の制限に関する記録	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第4節 異常時の措置			
第 76 条 異常発生時の基本的な対応	-	○※	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 77 条 異常時の措置	-	○※	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 78 条 異常収束後の措置	-	○※	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第5章 燃料管理			
第 79 条 新燃料の運搬	○ (本文, 添付書類八)	○	本文, 添付書類八 (6.1 燃料取扱及び貯蔵設備) に使用する設備の記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第 80 条 新燃料の貯蔵	○ (本文, 添付書類八)	-	本文, 添付書類八 (6.1 燃料取扱及び貯蔵設備) に使用する設備の記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第 81 条 燃料の検査	○ (本文, 添付書類八)	○	本文, 添付書類八 (6.1 燃料取扱及び貯蔵設備) に使用する設備の記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。また、添付書類八 (3.2 機械設計) に記載された燃料の健全性に関連して、照射された燃料の使用期間中における技術基準適合性を確認するための検査を記載している。
第 82 条 燃料取替実施計画	○ (添付書類八, 十)	○	燃料配置を変更する際、添付書類八, 十に記載される安全評価等の解析入力値又は制限値を満足することを確認する旨、記載しており、設置許可記載に整合している。
第 83 条 燃料移動手順	-	-	手順の内容は、設置許可に直接の記載はないが、保安規定では燃料移動時の炉心の未臨界確保のため、燃料移動手順に定めるべき事項を記載しており、添付書類八 (6.1 燃料取扱及び貯蔵設備) に記載の未臨界性に関する設計方針と整合している。
第 84 条 燃料移動	○ (本文, 添付書類八)	-	本文, 添付書類八 (6.1 燃料取扱及び貯蔵設備) に使用する設備の記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第 85 条 使用済燃料の貯蔵	○ (本文, 添付書類八)	○	本文, 添付書類八 (6.1 燃料取扱及び貯蔵設備) に使用する設備の記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第 86 条 使用済燃料の運搬	○ (本文, 添付書類八)	○	本文, 添付書類八 (6.1 燃料取扱及び貯蔵設備) に使用する設備の記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第6章 放射性廃棄物管理			
第 87 条 放射性廃棄物管理に係る基本方針	○ (本文, 添付書類八, 九)	○	本文, 添付書類八 (13.5 放射性廃棄物管理), 添付書類九 (1. 放射線防護に関する基本方針) に記載があり、保安規定記載はこれと整合し

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	設置許可との整合性
			ている。(保安規定では、第2条(基本方針)でALARAについて記載しているが、第6章においても追記。)
第87条の2 頻度の定義	-	○※	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第88条 放射性固体廃棄物の管理	○ (本文, 添付書類九)	○	本文, 添付書類九(4.4 固体廃棄物処理)に記載に記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第88条の2 放射性廃棄物でない廃棄物の管理	-	○※	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第88条の3 事故由来放射性物質の降下物の影響確認	-	○※	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第89条 放射性液体廃棄物の管理	○ (本文, 添付書類九)	○※	本文, 添付書類九(2.5 放射性廃棄物の放出管理), (4.3 液体廃棄物処理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第90条 放射性気体廃棄物の管理	○ (本文, 添付書類九)	○※	本文, 添付書類九(2.5 放射性廃棄物の放出管理), (4.2 気体廃棄物処理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第91条 放出管理用計測器の管理	○ (本文, 添付書類八)	○	本文, 添付書類八(11.2 放射線管理施設)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第7章 放射線管理			
第92条 放射線管理に係る基本方針	○ (本文, 添付書類八, 九)	○	本文, 添付書類八(13.6 放射線管理), 添付書類九(1. 放射線防護に関する基本方針)に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。(保安規定では、第2条(基本方針)でALARAについて記載しているが、第7章においても追記。)
第92条の2 頻度の定義	-	○※	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第93条 管理区域の設定及び解除	○ (添付書類八, 九)	○※	添付書類八(13.6 放射線管理), 添付書類九(2.1 管理区域及び周辺監視区域の設定)に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第94条 管理区域内における区域区分	○ (添付書類九)	○※	添付書類九(2.2 管理区域内の管理)に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第95条 管理区域内における特別措置	-	○※	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第96条 管理区域への出入管理	○ (添付書類八, 九)	○※	添付書類八(13.6 放射線管理), 添付書類九(2.2 管理区域内の管理)に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第97条 管理区域出入者の遵守事項	○ (添付書類九)	○※	添付書類九(2.2 管理区域内の管理)に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第98条 保全区域	-	○※	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第99条 周辺監視区域	○ (添付書類八, 九)	○※	添付書類八(13.6 放射線管理), 添付書類九(2.1 管理区域及び周辺監視区域の設定)に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第100条 放射線業務従事者の線量管理等	○ (添付書類八, 九)	○	添付書類八(13.6 放射線管理), 添付書類九(2.4 個人被曝管理)に記載に記載があり、保安規定記載は条文に追記することで、これらに整合している。
第101条 床, 壁等の除染	-	○※	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第102条 平常時の環境放射線モニタリング	○ (添付書類九)	○	添付書類九(3. 周辺監視区域境界及び周辺地域の放射線監視)に記載があり、保安規定記載は新規条文を追加することで、これらに整合している。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	設置許可との整合性
第102条の2 外部放射線に係る線量当量率等の測定	○ (添付書類九)	○※	添付書類九(2.2管理区域内の管理)、(3.1外部放射線量等の監視)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第103条 放射線計測器類の管理	○ (本文、添付書類八)	○	本文、添付書類八(11.2放射線管理施設)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第104条 管理区域外等への搬出及び運搬	-	○	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第105条 発電所外への運搬	-	○	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第106条 協力企業の放射線防護	○ (添付書類九)	○※	添付書類九(2.発電所の放射線管理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第8章 施設管理			
第107条 施設管理計画	○ (本文、添付書類八)	○	本文、添付書類八(13.7保守管理)に記載があり、保安規定においては、原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドとの整合を図る。
第107条の2 設計管理	-	○	設置許可に記載はなく、保安規定においては、原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドとの整合を図る。
第107条の3 作業管理	-	○	
第107条の4 使用前事業者検査の実施	-	○	
第107条の5 定期事業者検査の実施	-	○	
第107条の6 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針	-	○※	
第9章 緊急時の措置			
第108条 原子力防災組織	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.8緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第109条 原子力防災組織の要員	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.8緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第109条の2 緊急作業従事者の選定	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.8緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第110条 原子力防災資機材等	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.8緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第111条 通報経路	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.8緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第112条 緊急時演習	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.9教育訓練)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第113条 通 報	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.8緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第114条 緊急事態の発令	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.8緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第115条 応急措置	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.8緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第116条 緊急時における活動	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.8緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	設置許可との整合性
第116条の2 緊急作業従事者の線量管理等	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.8 緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第117条 緊急時態勢の解除	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.8 緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第10章 保安教育			
第118条 所員への保安教育	○ (添付書類八)	○※	添付書類八(13.9 教育訓練)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第119条 協力企業従業員への保安教育	-	○※	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第11章 記録及び報告			
第120条 記 録	○ (添付書類八)	○	添付書類八 13.10(記録及び報告)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第121条 報 告	○ (添付書類八)	○※	添付書類八 13.10(記録及び報告)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。